

## 別紙1

## 外観検査に係るチェック項目及びその判断方法

## 1. 設置状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
a 槽の水平、浮上または沈下、破損または変形等の状況	01.水平の状況	異常なし	水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	原則として、水準目安線が設けられている単位装置でチェックする。	A
	02.浮上または沈下の状況	異常なし	浮上または沈下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	浮上または沈下が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	03.破損または変形の状況	異常なし	一部変形が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損または変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	槽本体部分の破損または変形の有無を確認する。内部設備については、「内部設備の固定状況」の項目でチェックする。	A
b 漏水の状況	04.漏水の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への漏水をチェックする。	A
	05.溢流の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への溢流をチェックする。	A
c 浄化槽上部の状況	06.上部スラブの打設の有無	スラブの打設有り	スラブの打設はないが、維持管理作業性等に与える支障は軽微である。	スラブの打設がなく、維持管理作業性等に著しい支障を与えることが明らかである。		C
	07.嵩上げの状況	小型：嵩上げ高30cm以下であり、かつ、維持管理作業性に支障を与えていない。 中・大型：維持管理作業性に支障を与えていない。	小型：嵩上げ高が30cm以下であるが、維持管理作業性に軽微な支障を与えている。 中・大型：維持管理作業性に与える支障は軽微である。	小型：嵩上げ高が30cmを超えている。 あるいは嵩上げが30cm以下であっても維持管理作業性に著しい支障を与えている。 中・大型：維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	小型合併処理浄化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については維持管理作業性を重視した判断とする。	A
	08.浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	異常なし	物が置かれているが、移動が可能であるなど、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	構築物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	浄化槽上部、周辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無等についてチェックする。	A
d 雨水、土砂等の槽内への流入状況	09.雨水の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合はこの項目でチェックする。	A
	10.土砂の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められるが、軽微である。	土砂の著しい流入が認められる。		B

	11.その他の特殊な排水の流入状況	異常なし	処理対象以外の排水の流入が認められるが、軽微である。	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中で、屋外の給水栓の排水管、受水槽の水抜管(オーバーフロー管)、病院の場合、臨床検査室、手術室及び人工透析室の排水管などが接合されていないことをチェックする。異臭、汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、水質検査などで異常が認められた場合は、それぞれ該当する項目の部分でチェックする。	A
e 内部設備の固定状況	12.スクリーン設備の固定状況	異常なし	スクリーン設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	スクリーン設備やし渣受けカゴが欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	13.ポンプ設備の固定状況	異常なし	ポンプ設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ポンプ設備の欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、放流ポンプ、逆洗水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。	A
	14.接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	異常なし	接触材、ろ材、担体等の固定又は保持不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	15.ばっ気装置の固定状況	異常なし	ばっ気装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	A
	16.攪拌装置の固定状況	異常なし	攪拌装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A:凝集工程の急速、緩速攪拌装置、脱空槽の攪拌装置の場合 B:流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の場合	A、B
	17.汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	異常なし	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送装置又は汚泥移送装置には、エアリフトポンプを用いている場合、関連する空気配管を含む。 排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	A

	18.循環装置の固定状況	異常なし	循環装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	分水計量装置及び循環用ポンプは、この項目に準じてチェックする。	A
	19.逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	異常なし	逆洗装置または洗浄装置の固定不良が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置または洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	20.膜モジュールの固定状況	異常なし	—	膜モジュールの欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況の項目に準じてチェックする。	A
	21.消毒設備の固定状況	異常なし	消毒装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	消毒装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	22.越流ぜきの固定状況	異常なし	越流ぜきの水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	越流ぜきの欠落、水平の狂い、破損変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	23.隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	異常なし	一部変形等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損または著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	24.その他の内部設備の固定状況	異常なし	一部固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	本固定状況の中には、流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、消泡装置、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測装置、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル等の固定状況のチェックを含む。 A：流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測装置、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合 B：A以外の単位装置	A、B

f 設置に係るその他の状況	25.設置場所の状況	異常なし	一部通気不良等が認められるが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	処理機能上あるいは維持管理上、不適切な場所に設置されている。	雨水が停滞しやすいまたは通気性が悪い場所での設置により、処理機能へ影響を及ぼすことがある。	C
	26.流入管渠及び放流管渠の設置状況	異常なし	流入管渠または放流管渠途中の弁の一部欠落等が認められるが、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	流入管渠または放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。		A
	27.送風機の設置状況	異常なし	送風機の取り付け架台の未設置、騒音、振動等の発生が認められる。	送風機の未設置や取り付け不良、空気配管の露出や過長が認められる。	送風機本体から槽本体の接続部までの空気配管、防水、予備コンセントやアースのチェックを含む。ただし、アースの不必要なものもある。 A：送風機の未設置の場合 B：A以外の場合	A、B
	28.増改築等の状況	異常なし	増改築等に伴い、人槽の変更が行われていないが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	増改築に伴い、処理対象人員と人槽に大幅な差が生じており、処理機能に影響を与えることが明らかである。	人槽表示等の状況を含む。	A

## 2. 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
g ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	29.ポンプの稼働状況	異常なし	揚水能力の低下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	揚水能力の不足、故障等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、放流ポンプ、逆洗水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。	B
	30.送風機の稼働状況	異常なし	送風能力の低下、槽内の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	送風量の不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	31.駆動装置の稼働状況	異常なし	一部不良が認められるが軽微であり処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	故障、破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	駆動装置とは、集泥機、スクリーンの自動掻き上げ機、回転板駆動装置、回転散水機、破砕機等を含む。	B
h ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	32.ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞または破損等が認められるなど処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	B

	33.攪拌装置の稼働状況	異常なし	攪拌装置の能力低下、攪拌不良等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の能力不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B	
i	汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	34.汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	異常なし	汚泥返送装置または汚泥移送装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置または汚泥移送装置、返送用または移送用送風機等の故障、調整不能、設定不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送管または汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞状況のチェックを含む。 排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	B
		35.循環装置の稼働状況	異常なし	循環装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	循環装置とは、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和 55 年建設省告示第 1292 号)において循環装置として規定されているものをさす。例えば、汚泥移送装置を常時稼働させている場合は 34 の部分でチェックする。 分水計量装置、循環用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	B
	36.逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	異常なし	逆洗装置または洗浄装置の調整不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置または洗浄装置の故障、調整不能が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B	
j	膜モジュールの稼働状況	37.膜モジュールの稼働状況	異常なし	膜の透過水量の低下、差圧・水位の上昇等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	膜の透過水量の著しい低下、差圧・水位の著しい上昇、透過水の懸濁等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	主として透過水量、水質から判断する。	B
k	制御装置及び調整装置の稼働状況	38.制御装置の稼働状況	異常なし	タイマー、スイッチ等の設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	タイマー、スイッチ等の設定不良、故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	制御装置については、シーケンス、タイマー、水位センサー等の設定状況をチェックする。	B
		39.調整装置の稼働状況	異常なし	流量調整槽の分水計量装置の調整不良、電磁弁や電動弁の作動不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。	B
l	生物膜又は活性汚泥の状況	40.生物膜の状況	異常なし	生物膜の肥厚化、はく離等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	生物膜の未生成、著しい肥厚化、はく離等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	生物膜の付着状況やはく離状況等をチェックする。	B

	41.活性汚泥の状況	異常なし	活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。 膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが、処理機能に影響を与える恐れが小さい。	活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。膜分離槽においては、適正な範囲を超え、処理機能に影響を与えることが明らかである。	活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。 膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃度範囲をチェックする。 なお、適正な濃度範囲となる MLSS3,000～15,000 mg/lを目安とする。	B
m 設備の稼働に係るその他の状況	42.その他の設備の稼働状況	異常なし	換気設備、照明設備、3次処理装置等の不良が認められるが軽微であり、処理機能または維持管理作業性に影響を与えるおそれが小さい。	換気設備、照明設備、3次処理装置等に著しい不良が認められ、処理機能または維持管理作業性に影響を与えることが明らかである。	3次処理装置とは、浄化槽設置届等が提出されているものをさす。 消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、透過流量計、圧力計、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等を含む。	B

### 3. 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
n 管渠、升及び各単位装置間の水流の状況	43.流入管渠(路)の水流の状況	異常なし	汚水の停滞、汚物の堆積が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚泥の堆積等が認められる。	流入管渠には、油脂分離槽を含む。	B
	44.放流管渠(路)の水流の状況	異常なし	処理水の停滞が認められるが、軽微である。	管渠の勾配不良や破損、蒸発散装置、浸透装置の不良が認められる。	放流管渠には、蒸発散装置や浸透装置を含む。	B
	45.各単位装置間の水流の状況	異常なし	短絡流の形成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	移流管の閉塞または破損、隔壁の破損または変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである		B
o 越流せきにおける越流状況	46.越流せきにおける越流状況	異常なし	不均等な越流が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	著しく不均等な越流が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	集水といこにおける水の流れ方を含む。	B
p 各単位装置内の水位及び水流の状況	47.原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	異常なし	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動等により、揚水量の不足が生じ、水位の著しい上昇が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	48.流量調整槽の水位及び水流の状況	異常なし	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動、攪拌不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	レベルスイッチの設定不良または異物の付着による誤作動等による水位の著しい上昇、攪拌装置の不良、ポンプの2台同時運転が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	49.嫌気ろ床槽の水位の状況	異常なし	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水のオーバ	ろ材が充填され、固液分離機能を有する単位装置	B

			められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	一フローが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	については、この項目に準じてチェックする。	
	50.ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ばっ気装置の不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒槽、硝化槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽及び膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	51.接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒用接触槽、硝化用接触槽及び再ばっ気槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	52.生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	異常なし	水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	53.平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	異常なし	平面酸化床の水平の狂い、散水ろ床の閉塞が一部認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散水ろ床の冠水または平面酸化床や散水ろ床の破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	54.沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	異常なし	沈殿槽や処理水槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	沈殿槽や処理水槽の水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	凝集沈殿槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	55.その他の単位装置の水位及び水流の状況	異常なし	水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ろ材を充填しないで固液分離機能を有する単位装置、凝集槽については、この項目に準じてチェックする。	B
q	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況					
	56.原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	57.流量調整槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	58.腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥またはスカムの著しい流出が認められる。	固液分離機能を有する一次処理装置については、この項目に準じてチェックする。	B
	59.ばっ気槽及び接触ばっ気槽の	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認めら	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認	脱窒槽、硝化槽、脱窒用接触槽、硝化用接触槽、	B

	汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		れるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	再ばっ気槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、回転板接触槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。		
	60.生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B	
	61.沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の著しい堆積またはスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B	
	62.消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A	
	63.消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	砂ろ過原水槽、砂ろ過処理水槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B	
	64.放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A	
	65.汚泥処理設備の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	異常なし	脱離液に汚泥またはスカムの流出が認められるが、軽微である。	脱離液に汚泥またはスカムの著しい流出が認められる。 汚泥貯留槽においては、所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。		B	
r	水の流れ方に係るその他の状況	66.汚泥の流出状況	異常なし	放流先へ汚泥の流出が認められるが、軽微である。	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	原則として、放流管渠の最初の点検升でチェックする。	A

#### 4. 使用の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度	
s	特殊な排水等の流入状況	67.油脂類の流入状況	異常なし	油脂類の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	油脂類の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
		68.処理対象以外の排水の流入状況	異常なし	特殊な排水の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	特殊な排水の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の場合において、特殊な排水の流入状況についてチェックする。	B
t	異物の流入状況	69.異物の流入状況	異常なし	異物の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	異物の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
u	使用に係るその他の	70.流入汚水量、洗浄用水量等の使用	異常なし	流入汚水量、洗浄用水量等の過多または過少	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい過多また	A：流入汚水量過多の場合	A,B



状況	用の状況		が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	は過少が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	B：その他の場合	
----	------	--	----------------------------------	--------------------------------	----------	--

## 5. 悪臭の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
v 悪臭の発生状況	71.悪臭の発生状況	異常なし	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。		C
	72.悪臭防止措置の実施状況	異常なし	悪臭防止措置が実施されているが、一部不備が認められる。	マンホール及びび升の蓋の密閉不良、トラップの不備、臭突の破損等悪臭防止措置が著しく不十分である。	流入管渠途中の点検弁内のトラップの設置状況、蓋の密閉状況等をチェックする。	C

## 6. 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
w 消毒の実施状況	73.消毒剤の有無	消毒剤が充填されている。	—	消毒剤が充填されていない。		A
	74.処理水と消毒剤の接触状況	異常なし	—	処理水と消毒剤との接触不良が認められる。		A

## 7. か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
x か、はえ等の発生状況	75.か、はえ等の発生状況	異常なし	か、はえ等衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。		C

注) 重要度の欄の記号について

A:原則として、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定することが適当であるもの。

B:その項目が「不可」であることをもって直ちに【不適正】と判定するのではなく、水質検査又は書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当であるもの。

C:その項目が「可」であっても、総合判定において適正と判定しても支障ないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定においておおむね適正と判定して支障ないもの。

## 別紙2

## 水質検査に係るチェック項目及びその判断方法

チェック項目	単独 合併	浄化槽のBOD 処理性能	良	可	不可
水素イオン濃度 (pH)	単独処理	—	5.8~8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
	合併処理	—	5.8~8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
汚泥沈殿率 (SV)	単独処理	—	10%以上 60%以下	検出されるが、10%未満	検出されない又は60%超
	合併処理	—	10%以上	検出されるが、10%未満	検出されない
溶存酸素量 (DO)	単独処理	—	0.3 mg/l以上	検出されるが、0.3 mg/l未満	検出されない
	合併処理	—	1.0 mg/l以上	検出されるが、1.0 mg/l未満	検出されない
塩化物イオン濃度	単独処理	—	90 mg/l以上 140 mg/l以下	30 mg/l以上 90 mg/l未満 又は 140 mg/l超 270 mg/l以下	30 mg/l未満 又は 270 mg/l超
残留塩素濃度	単独処理	—	検出される	—	検出されない
	合併処理	—	検出される	—	検出されない
透視度	単独処理	—	7度以上	4度以上 7度未満	4度未満
	合併処理	60 mg/l以下	10度以上	5度以上 10度未満	5度未満
		30 mg/l以下 20 mg/l以下	15度以上 20度以上	12度以上 15度未満 15度以上 20度未満	12度未満 15度未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	単独処理	—	90 mg/l以下	90 mg/l 超 120 mg/l以下	120 mg/l超
	合併処理	60 mg/l以下	60 mg/l以下	60 mg/l超 80 mg/l以下	80 mg/l超
		30 mg/l以下 20 mg/l以下	30 mg/l以下 20 mg/l以下	30 mg/l超 40 mg/l以下 20 mg/l超 30 mg/l以下	40 mg/l超 30 mg/l超

## 1. 保守点検記録

チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。かつ、保守点検が行われていることが確認できない。		高
②記録の内容	保守点検の技術上の基準に準拠している。	記載内容に一部不備が認められる。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。		低
③保守点検の回数	通常の使用状態において法令で定められた回数以上である。または、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われている。	—	通常の使用状態において法令で定められた回数より少ない。		高

## 2. 清掃記録

チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。かつ、清掃が行われていることが確認できない。		高
②記録の内容	清掃の技術上の基準に準拠して実施している。	記載内容に一部不備が認められる。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。		低
③清掃の回数	法令で定められた回数以上である。	—	法令で定められた回数より少ない。	汚泥濃縮貯留槽または汚泥貯留槽においては、必要な回数が行われていない場合は不可とする。	高

注) 1.7条検査における清掃記録の確認については、必ずしも該当しない施設がある。

## 2.重要度欄の記号について

高：原則としてその項目が「不可」であることをもって、「不適正」と判定することが適当なもので、判定に当たっては、必要に応じ、水質検査結果も勘案すべきもの。

低：その項目が「可」であっても、総合判定において「適正」判定して支障ないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定において「おおむね適正」と判定して支障ないもの。

## 3. その他の記録

チェック項目	良	可	不可	備考
建築確認申請、設置届等	届出がされている。一部、届出の記載内容（メーカー、型式など）と一致しない点があるが処理機能を満たしている。	—	届出がされていない。 届出の記載内容と著しい相違が認められる。（届出の浄化槽が設置されていない、人槽が小さい、放流先が地下浸透など）	7条検査において判断する。 原則として「不可」をもって「不適正」と判定する。